

令和 7 年度 佐久市民の日協賛事業募集要項

佐久市では、3月9日の「佐久市民の日」を記念して「佐久市民の日協賛事業」を募集します。

1 佐久市民の日記念事業を実施する趣旨

この事業は、市と市民の皆さんが一体となって佐久市の魅力を再発見し、愛着と誇りを抱き、佐久市の更なる発展を期するため、3月9日を「佐久市民の日」として、記念事業を実施するものです。

2 佐久市民の日協賛事業とは

「佐久市民の日」を記念して、その趣旨に賛同する民間事業者・各種団体等（以下「事業者等」という。）が主催する自主事業で、かつ、多くの市民の皆さんが参加し、広く市内外に「佐久市民の日」を発信する事業とします。

3 協賛事業の主催者・対象者について

主催者は、市内に活動拠点を有する事業者等とします。

対象者は、市民等（市内在住・在勤・在学等）を基本としますが、市内外を問わず、佐久市に関心のある皆さんとします。

4 協賛事業の内容・条件について

対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとし、新規事業だけではなく、既存事業を協賛事業として実施することも可能です。

（1）佐久市の魅力を広く市内外にアピールする事業

（2）佐久市への愛着と誇りを深める事業

（3）佐久市全体の一体感を醸成する事業

＜例＞佐久市民の日 3.9（サンキュー）セール、テイクアウトやデリバリーの割引・特典、佐久市民の日記念〇〇体験、プレゼント企画 等

ただし、次のいずれかに該当する事業については、対象外とします。

（1）法令及び公序良俗に反する事業又はそのおそれがあると認められる事業

（2）特定の個人・団体のみを対象とする事業

（3）不当な利益を得るために本事業を利用しようとしているおそれがある事業

（4）佐久市の品位を傷つける事業又は誤解を招くおそれのある事業

（5）暴力団又は暴力団員の関わりがある事業

（6）政治活動、宗教活動及び思想活動を目的とする事業

（7）その他、佐久市民の日の趣旨に相応しくないと認められる事業

5 協賛事業の実施期間について

協賛事業の実施期間は、原則として令和8年3月1日（日）から3月31日（火）までの間で、事業の実施が可能な期間とします。

なお、可能な限り、佐久市民の日である3月9日（月）を含む期間で実施してください。

6 募集期間について

令和8年2月27日（金）まで募集します。

令和7年12月19日（金）までにお申込みいただいた場合は、市広報紙3月号別冊に協賛内容を掲載します。

7 申し込み方法について

「佐久市民の日」協賛事業に参加を希望する方は、「3月9日佐久市民の日協賛事業計画書（様式1）」に必要事項を記入し、下記お申込み先に郵送、FAX、電子メール又は直接持参により、お申込みください。

なお、事業内容によっては、開催内容の調整をご相談させていただく場合がありますので、ご了承ください。

計画書は、市ホームページからダウンロードをしていただくか、佐久市役所総務課又は各支所総務税務係窓口でお渡しできます。

8 参加にあたっての注意事項

佐久市民の日は「3月9日」であることを周知するため、協賛事業名に「3月9日」を入れるとともに、必ず「佐久市民の日」と入れてください。

また、協賛事業を告知・実施する際、チラシ等にスペースがある場合、「3月9日は佐久市民の日です」等の文言を入れ、佐久市民の日の周知にご協力をお願いします。

＜例：3月9日佐久市民の日〇〇〇セール＞

なお、実施した事業に関する事故・苦情等が発生した場合は、主催者の責任のもと必要な措置を講じてください。

9 事業実施後の報告について

協賛事業実施後30日以内に「3月9日佐久市民の日協賛事業実績報告書（様式2）」の提出をお願いします。

なお、実績報告書は、市ホームページからダウンロードしていただくか、佐久市役所総務課又は各支所総務税務係の窓口でお渡しします。

【お申し込み・お問い合わせ先】

〒385-8501 長野県佐久市中込 3056 佐久市役所 総務課 総務係
電話：0267-62-2111（内線 423・448） FAX：0267-63-1680
E-mail：somu@city.saku.nagano.jp